

日本眼科学会倫理委員会規程

(目的)

第1条 日本眼科学会倫理委員会(以下「委員会」という。)は、日本眼科学会会員(以下「会員」という。)が診療、研究等を行うにあたって必要とされる倫理的及び利益相反に関する問題について、これを審議した上で委員会としての見解を示し、眼科学の健全な発展に貢献することを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、理事長から諮問のあった次の事項について審議する。

- 1) 日本眼科学会倫理規範の制定及び改定
- 2) 会員から診療、研究上の倫理的問題について審議申請のあった事項
- 3) 会員の診療、研究について倫理的及び利益相反に関する疑義が提起された事項
- 4) 日本眼科学会の名誉を毀損する行為のあった会員に対する懲罰に関する事項
- 5) その他必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会に委員長、副委員長及び幹事を置く。委員長は理事長が任命し、会務を総括する。副委員長は委員の互選によって定める。幹事は委員長が任命し、委員会の運営に関する事務及び支援を行う。

2. 委員会には日本眼科学会編集担当理事、利益相反委員会委員長、**Japanese Journal of Ophthalmology**誌編集長を含むこととする。
3. 委員会は、医学・医療の専門家等自然科学の有識者、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般の立場を代表する者で構成し、かつ、日本眼科学会会員以外の第三者委員を含むこととする。また、男女両性で構成することとする。
4. 委員は委員長が候補者を理事長に推薦し、委員長と理事長とで協議の上決定する。
5. 任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
6. 理事長は、必要に応じ、オブザーバーとして委員会に出席し意見を述べることができる。
7. 委員会は、必要に応じて委員以外の専門家の参加を求め、その意見を参考にすることができる。
8. 委員会に必要に応じて小委員会を置くことができる。

(運営)

第4条 委員長は委員会を招集しその議長となる。

2. 委員長が欠席する場合は、副委員長が議長となる。

3. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催できないものとする。
4. 審議又は採決の際には、自然科学分野だけではなく、人文・社会科学分野又は一般の立場を代表する委員が1名以上出席していなければならない。
5. 会員の懲罰に関する採決の場合は、委員の3分の2以上が出席していなければならない。
6. 審議の結論は、原則として出席委員の合意を必要とする。
7. 審議経過及び内容は記録として保存する。

(懲罰)

第5条 日本眼科学会が会員に科す懲罰は、以下の各号に掲げる通りとする。

- 1) 訓告
- 2) 役員又は委員会委員の罷免
- 3) 会員資格の一部又は全面停止
- 4) 除名

(審議手続)

第6条 委員会での審議を希望する者は、倫理審議申請書(別紙様式)に必要な事項を記載し、理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は、必要に応じて申請事項を委員会に諮問し、委員会は第2条に基づき審議する。
3. 委員長は、審議の結果を理事長に答申する。
4. 理事長は、答申を受けた内容を理事会の議決を経て、申請者に通知する。ただし、第2条4に掲げる懲罰の決定には、当該会員に弁明の機会を与えた上で評議員会の承認を得なければならない。
5. 倫理委員会での審議結果に対して不服のある場合は、日本眼科学会に対して不服の申し立てを行うことができる。日本眼科学会では別に設ける審査委員会において審査を行う。

(改正)

第7条 この規程の改正は、委員会の審議を経て、理事会の議決を得なければならない。

(附則)

1. 本規程改正後の最初の委員の任期は平成29年4月の日本眼科学会評議員会までを第1期とする。
2. 本規程改正後の最初の委員長及び委員の半数は1期のみとする。
3. 2期までの再任を原則とし、第三者委員等、余人をもって代えがたい場合は3期まで再任することができる。

この規程は、平成14年9月25日から施行する。

この規程は、平成26年11月12日に改正、施行する。ただし、懲罰に関する諸規定については平成27年4月15日から施行する。